






議長	局長	次長	主幹	書記
				

平成 30年 5月15日

養父市議会議長 様

議員氏名 深澤 巧 

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記





- 1 活動月日 平成 30年 5月 10日 (木)
- 2 活動場所 京都市南区 京都テルサ
- 3 活動者氏名 深澤 巧
- 4 活動内容 (株)地方議会総合研究所 研修セミナー 受講
講師 廣瀬 和彦 氏 (地方議会総合研究所 所長)

研修内容

- ① 議員とは
 - ・議員としての役割と使命 他1項目
- ② 議員が有する権利・義務
 - ・動議提出権 他14項目
- ③ 議会の権限
 - ・議決権の拡大 他4項目
- ④ 質問・質疑を効果的に活用する手法とは
 - ・質問の意義と種類 他14項目
- ⑤ 予算・決算審議とは
 - ・予算の種類と内容 他11項目

以上 49項目について研修を受けた。



議 長	局 長	次 長	主 幹	書 記
				

平成 30 年 5 月 15 日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 深澤 巧 

研修成果報告書

養父市議会議員研修要項第 7 条の規定により、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時 平成 30 年 5 月 10 日 (木)
- 2 研修先 京都市南区 京都テルサ 研修室
- 3 研修目的
(株)地方議会総合研究所 研修セミナー 受講
講師 廣瀬 和彦 氏 (地方議会総合研究所 所長)

4 成果 (具体的に)

市議会議員として 10 年の期間が過ぎた。この機に、議会活動及び議員活動の基本について学習する目的で参加した。セミナーのテーマは「議員・議会活動の基本を学ぶ」で約 50 項目、6 時間の講義を受けた。

講師に対し、以下 2 点の質問をおこない回答 (概略) を頂いた。

質問①・・・長期欠席等の議員に対する報酬支給の制限と議員の報酬受給権について。

【回答】欠席の理由と報酬制限の根拠を明確にしたうえで「特例」条例は積極的に策定されるべきである。報酬は基本的に「生活給」でないという捉え方の中では合理的理由をもって制約できるものである。裁判例においても議員報酬については差し押さえが認められている。

但し、条例制定は施行を次期改選後とするなどの考慮は必要である。

質問②・・・地方自治法 96 条 2 項による議決事件の拡大についての事件の目安について

【回答】議会基本条例で規定されているのであれば必要に応じて追加すべきである。「公共施設の管理計画」「学校の統廃合」など住民の利益に直結する所謂「モメル」部分は追加を検討すべきである。

但し、市長部局の裁量権、執行権を尊重すべきであり、事前の協議は必要である。

以上

